

- (32) 蚤汛 「蚤」は「早」に通じる。早汛(蚤汛)は五月以前(夏の早い時期)に吹く航海に適した季節風。夏汛も同じ。
- (33) 下貢、期を愆うるに 次の進貢の時期を違えること。
- (34) 古米山 現在の久米島。
- (35) 閣破す 「閣」は船が浅瀬などにのりあげて動けなくなること。閣破は、座礁して船体を破損すること。
- (36) 向日 以前。
- (37) 康熙二十三年の礼部の咨 引用は「今」から注(43)まで。
- (38) 海禁 清初、台湾に拠る明の遺臣鄭氏一族を孤立させるため、康熙元年より沿海の居民を強制的に奥地に移住させ、海上での交易、捕魚を禁じた。同二十二年の鄭氏滅亡まで続いた。
- (39) 行走 ここでは往来すること。
- (40) 移文 同等の官庁間で文書を発出、收受すること。また、その文書。
- (41) 飭して 命令して。戒めて。
- (42) 解送 護送。
- (43) 等の因あり 引用文(法令、下行文、平行文など)の文末に置く語。引用文の前の「称するに」と組み合わさって引用符の役割をはたす。「用語解説」参照。注(37)の咨の終り。
- (44) 欽遵 聖旨にしたがうこと。「用語解説」参照。
- (45) 案に在り 皇帝の指示にしたがって案件が処理され、保存書類にこの件についての記録がある、の意。「用語解説」参照。
- (46) 名口 名は男を、口は女を数える数詞。
- (47) 公館 外国の使者などが泊まる官設の宿泊所。
- (48) 安挿 おちつかせる。適当なところに按配して置く。
- (49) 接貢 京師に赴いた進貢使たちを出迎えて帰国させること。

(50) 附搭 公式の進貢品とはべつに貿易のための物資を搭載すること。ここでは接貢のための人員以外に、漂流した朝鮮の民を乗船(搭乗)させることを指す。

(51) 転詳 詳を上司へ取りついで報告する。「用語解説」参照。

(52) 難彝 遭難した夷人(夷)は中国から異民族をさしている。

清代では「夷」の字を忌んで「彝」を用いた。

(53) 鴻仁に沾わん 天子の大きな仁に浴することでありましょう、の意。

(54) 理として合に…べし 道理として当然…すべきである。

(55) 一併に いっしょに。

(56) 查照 調べて明らかにする。「用語解説」参照。

(57) 須らく咨に至るべき者なり (以上の件のため)ここに咨文を送る、という意。「須至…者」は咨文などの末尾に置かれる常套句。「用語解説」参照。

## 2-01-02

国王尚貞の、赴京の使臣の接回のため都通事魏士哲等を遣わすむねの執照(一六九七、一〇、二七)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙三十五年の冬、特に耳目官毛天相・正義大夫鄭弘良・都通事程順則等を遣わし、水梢を率領し船二隻に駕して表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨し、起送して進京し、

聖<sup>(1)</sup>禮<sup>(2)</sup>を叩<sup>(3)</sup>祝<sup>(4)</sup>す。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の員役は仍お原船に坐し、本年六月の間に于て方に国に回るを見る。旧例に遵<sup>(5)</sup>依<sup>(6)</sup>し、入覲の官伴及び存留の官伴は、該に敵国、船を撥して接回すべし。久しく閩の地に淹<sup>(7)</sup>りて以て天朝の糜<sup>(8)</sup>餼<sup>(9)</sup>を糜<sup>(10)</sup>すに至らず。此の為に特に都通事・使者の魏士哲・毛応鳳等を遣わして、水梢共に八十四員名を率領し、海船一隻に坐駕して前来し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛天相等と同一に齊に国に回らしめんとす。茲の際、便に順い、解送する飄流の人民男女共に十八名を附搭す。

所<sup>(11)</sup>扨<sup>(12)</sup>の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府の義字第六十三号半印勸合の執照を存留通事金溥等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗<sup>(13)</sup>実に遇<sup>(14)</sup>わば即便に放行し、留難し遅<sup>(15)</sup>候して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

- 都通事一員 魏士哲 人伴六名
- 使者二員 毛応鳳・曹憲 人伴八名
- 存留通事一員 金溥 人伴六名
- 管船火長・直庫二名 紅永祚・丙起才
- 水梢共に五十八名

右の執照は存留通事金溥等に付す。此れを准す

康熙二十六年(一六九七)十月二十七日給す

注(1) 聖禮 天子の幸福、さいわい。聖は天子に関する語に冠して用

いる敬語。

(2) 叩祝す 恭しくお祝い申し上げる。叩は地面に頭をつける、ぬかずく。

(3) 遵依 したがう。

(4) 便に順い ついでに、便宜上。

(5) 所扨の 上述の、右の。「用語解説」参照。

(6) 差去 派遣する、つかわす。

(7) 並びに…無ければ 全く(けっして)…がないならば。

(8) 文憑 官吏の赴任命令証書などをいう。

(9) 阻留 不審な人物を留めて詰問する。

(10) 義字第六十三号 「義」の字を用いた割り印による六十三番目の文書。

(11) 半印勸合の執照 琉球よりの使節であることを証明するための割り印を付した執照。執照は琉球国王が外国に出航する船に対して発給した証明書。

(12) 金溥 一六六八一七〇八年。久米村金氏(阿波連家)十世。手登根通事(「家譜」(二)「七七頁」)。

(13) 収執 受け取り保管する。

(14) 前去 行く、出向く。また、公文書用語として「文書を送る」の意もある。「用語解説」参照。

(15) 関津 水陸の要所。

(16) 驗実 事実をしらべる、とりしらべる。

(17) 留難 難題をいう。

(18) 遅候 出発を遅らせる。

(19) 計開 下記(左記)の通り列記する。

(20) 存留通事 進貢使に随行して中国に渡り、上京せず福州に滞在して業務に従事する通事。深澤秋人「福州における琉球使節の構造―清代の存留通事像を中心に」(『歴代宝案研究』第九号、一九九八年)参照。

(21) 管船火長・直庫 管船火長は船内の事を統括し運航を掌る船長。直庫は管船直庫ともいう。中国および東南アジアへ派遣される船の乗員の職名の一つ。久米村以外の人を任命した。直庫の中国における職掌については、万曆四十五年頃刊の長燮『東西洋考』巻九、舟師考に「其司戦具者為直庫」とあるが、琉球におけるそれについては未詳である。高瀬恭子「歴代宝案第一集における火長について」(『東南アジア―歴史と文化』一二号、一九八三年)参照。

(22) 紅永祚 一六七七一―一七〇九年。久米村紅氏(和宇慶家)十世。康熙四十八年、在船都通事として進貢の帰途に台風のため船が沈没して死去(『家譜(一)』二〇五頁)。

(23) 此れを准ず この執照を可とする、の意。「用語解説」(准此(2) 参照。

2-01-03

皇帝より国王尚貞へ、入貢を嘉尚し頒賜する勅諭と目録

(二六九七、九、二二)

皇帝、琉球国中山王尚貞に勅諭す。

朕<sup>①</sup>惟<sup>②</sup>うに、徳を昭らかにし遠きを懐<sup>③</sup>くるは盛世の良規<sup>④</sup>にして、職<sup>⑤</sup>を修め琛<sup>⑥</sup>を献ずるは藩臣の大節なり。輸誠<sup>⑦</sup>して懈<sup>⑧</sup>らざれば、寵<sup>⑨</sup>賚<sup>⑩</sup>しく頒<sup>⑪</sup>つべし。爾、琉球国中山王尚貞、属<sup>⑫</sup>して遐<sup>⑬</sup>方に在るも、克<sup>⑭</sup>く丹悃<sup>⑮</sup>を抒<sup>⑯</sup>べ、使を遣<sup>⑰</sup>わして表<sup>⑱</sup>を齎<sup>⑲</sup>し貢を納む。忠盡<sup>⑳</sup>の忱、良<sup>㉑</sup>に嘉尚<sup>㉒</sup>す可し。是<sup>㉓</sup>を用<sup>㉔</sup>て勅<sup>㉕</sup>を降<sup>㉖</sup>して獎諭<sup>㉗</sup>し、併<sup>㉘</sup>びに王に文綺<sup>㉙</sup>等の物<sup>㉚</sup>を賜<sup>㉛</sup>う。王、其<sup>㉜</sup>れ祇<sup>㉝</sup>んで承<sup>㉞</sup>け、益々<sup>㉟</sup>忠貞<sup>㊱</sup>に励<sup>㊲</sup>みて以<sup>㊳</sup>て朕<sup>㊴</sup>の眷<sup>㊵</sup>に副<sup>㊶</sup>え。欽<sup>㊷</sup>めや。故<sup>㊸</sup>に勅<sup>㊹</sup>す。

計開

蟒<sup>⑬</sup>緞<sup>⑭</sup>四疋

青藍<sup>⑮</sup>綵<sup>⑯</sup>緞<sup>⑰</sup>六疋

藍<sup>⑱</sup>素<sup>⑲</sup>緞<sup>⑳</sup>六疋

衣<sup>㉑</sup>素<sup>㉒</sup>六疋

閃<sup>㉓</sup>緞<sup>㉔</sup>六疋

錦<sup>㉕</sup>四疋

紬<sup>㉖</sup>六疋

羅<sup>㉗</sup>六疋

紗<sup>㉘</sup>六疋

康熙三十六年(二六九七)九月二十一日

注\*この康熙三十六年の勅諭については、同内容の滿文(滿洲文)のものが天理大学附属天理図書館の古義堂文庫にある。外間みどり「古義堂文庫の琉球関係漢文史料について」(『歴代宝案研究』第五号、一